

令和5年4月26日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第3号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公示いたします。

被処分者 相澤健 会員 (港支部)

処分年月日 令和5年4月26日 (理事会議決日)

処分内容 廃業勧告及び5年の会員権の停止
(東京都行政書士会会則第23条第1項第3号)

処分理由 (違反している規則、会則)

- 一 行政書士法第10条 (行政書士の責務)
- 二 行政書士法施行規則第9条第1項 (書類等の作成)
- 三 行政書士法施行規則第4条 (他人による業務取扱の禁止)
- 四 行政書士法施行規則第10条 (領収証)
- 五 東京都行政書士会会則第18条第1項 (会員の責務等)

被処分者は行政書士でありながら、依頼の趣旨に反する書類を作成し、申請人に無断で他人に業務を依頼するなどに加え、領収証の不備等が認められるなど、行政書士業務における法令遵守意識が希薄で真摯に反省していないと認められる。

以上の理由から上記の処分を科す